

## 不動産公売会

### ■差し押さえた不動産を公売します

町では、町税などの滞納処分として差し押さえた不動産を次のとおり公売します。

### ■公売物件および最低公売価格

#### ●売却区分番号 F201

①宅地および工場倉庫2棟

・所在 甲佐町大字白旗字山大道

5番5

・宅地 529・81平方<sup>㊦</sup>

・工場倉庫(昭和55年建築)

① 166・85平方<sup>㊦</sup>

② 77・76平方<sup>㊦</sup>

※いずれも長期間未利用で損傷あり  
※工場倉庫内部への立ち入りはご遠慮願います。

#### ▼最低公売価格

92万円

#### ●売却区分番号 F202

①宅地および物置等3棟

・所在 甲佐町大字糸田字村下

1469番4

・宅地 423・57平方<sup>㊦</sup>

・物置(建築年月日不明)

107・08平方<sup>㊦</sup>

※敷地内に別途2棟あり、いずれも使用中です。

※現地確認をご希望の場合は必ず職員が立ち会います。希望日の

2週間前までに町税務課へご連絡ください。

#### ▼最低公売価格

9万円

#### ●売却区分番号 F203

・宅地 11・94平方<sup>㊦</sup>

・所在 甲佐町大字有安字向川原

770番21

※雑草が繁茂した未利用地です。

#### ▼最低公売価格

2万3千円

#### ■入札について

##### ▼入札日

12月3日(木)

##### ▼入札時間

午前9時から午後5時まで

##### ▼入札場所

町役場庁舎1階 税務課窓口

##### ▼決定方法

売却区分番号ごとに、最高額で

入札された方が落札者となります。(ただし、最低公売価格以上の入札に限る)

#### ■重要事項

公売物件は入札前に必ず現況や公簿の確認などをお願いします。物件確認中に発生した事故等について、町は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

町税務課 ☎ 096-234-1112(内線 113)

## 国民健康保険・後期高齢者医療

### ■【新型コロナ対策関連】傷病手当金を支給します

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合に、その療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない場合、傷病手当金を支給します。

#### ▼対象者

次の①から④のすべてに該当する方

①国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者

②お勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症

状があり感染が疑われる方

③感染または感染疑いの症状により、その療養のために労務に服することができず、その期間が

3日間を超える方

④労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方(支払いを受けるこ

とができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給します)

#### ▼支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×(3分の2)×(労務に服することができない期間の日数から

3日を減した日数)

※ただし、1日当たりの支給額の上限があります。

#### ▼対象期間

令和2年1月1日から12月31日の間で労務に服することができない期間

※ただし、入院が継続する場合は

最長1年6月まで

#### ▼必要書類

申請には、医師の意見書(医療機関を受診した場合)および事業主の証明書が必要となります。事前に町住民生活課までお電話でお尋ねください。

## 新型コロナ感染症患者等に傷病手当金を支給



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 107)

国民年金

付加保険料で受給年金を増やしませんか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

国民年金付加年金保険で将来の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金に加入している方）および任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乘せし納めることで、受給年金額を増やすことができる制度です。

▼定額保険料  
1万6540円/月（令和2年度）

▼付加保険料  
4000円/月

付加年金額について

付加年金額は、「4000円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料月額4000円を上乘せして

納めた場合、40年間で総額19万2千円を余分に支払うことになりませんが、年金受給時に年額9万6千円が加算されますので、年金受給開始から2年間で取り戻すことができます。

付加保険料を納める際の注意事項

納めていただく際、次の点に注意してください。

- ① 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
  - ② 付加保険料の納期限は翌月末日と定められております。
  - ③ 月末が土曜日、日曜日、休日などにあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。
  - ④ 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
  - ⑤ 付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
  - ⑥ 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。
- ▼お問い合わせ先  
熊本東年金事務所  
☎096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）

健康診断

個別健診で自分の体の状態を確認しましょう

町では、9月1日（火）から個別健診を実施しています。7～8月に実施した集団健診を受診されていない方は、指定医療機関で個別健診を受診することができます。普段かかりつけ医などで健診を受けられている方や時間の都合などで集団健診を受けなかった方は、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

▼対象者  
7～8月に実施した集団健診を受診されなかった、令和3年4月

▼実施期間  
9月1日（火）～12月28日（月）

▼健康診査内容  
体格検査（身長・体重・腹囲・BMI）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など

▼主な指定医療機関  
荒瀬病院（甲佐町緑町331）  
☎096・234・1161

谷田病院（甲佐町岩下123）  
☎096・234・1248

小屋迫医院（甲佐町岩下96-1）  
☎096・234・0165

桃崎整形外科（甲佐町緑町75-20）  
☎096・235・8111

※そのほかの指定医療機関については、町住民生活課までお尋ねください。



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）